公有財産売却 物件詳細書

第 1 物件の表示

・財産名：汽船「旧せとなみ」（売却区分：1）
・予定価格：1,000,000 円
・入札保証金額：50,000 円
・数量：1 式

第 2 日程及び手続きに関する事項

1. 入札参加申込期間
   ・受付期間：令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 4 時 ～ 令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 1 時（必着）
   ・受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝を除く。ただし、開始日と終了日を除く）
   ・受付場所：瀬戸内町役場 総務企画課財産・契約管理係
2. 現地説明会
   ・開催日時：令和 8 年 10 月 19 日（月）午前 9 時 ～ 午前 11 時
   ・開催場所：鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14「せとうち海の駅」前
   ・申込期限：令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 3 時まで
3. 入札・開札
   ・開札日時：令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 1 時 30 分
   ・開札場所：瀬戸内町役場 4 階会議室
4. 契約締結期限
   ・期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）まで
   ・※地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の議決事件となる場合は、町議会の議決を得たときに本契約として効力を生じます。
5. 売払代金納付期限
   ・期限：令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 2 時 30 分まで

第 3 船舶の主要目

1. 進水年月：平成 14 年 11 月
2. 造船所：株式会社 井筒造船所（長崎県長崎市）
3. 船舶の種類：汽船
4. 船体
   (1) 船質：耐候性高張力鋼（上部構造：耐食アルミニウム合金）
   (2) 主要寸法：長さ 32.8m ／ 幅 6.2m ／ 深さ 2.6m

(3) 総トン数:87 トン

(4) 航海速力:約 19 ノット(公試最大 20.7 ノット)

(5) 航行区域:沿海区域(但し限定 2.0 時間未満)

(6) 貨物積載容量(ハッチ内):27 立方メートル

(7) 最大搭載人員:60 人

(8) 諸タンク:燃料油槽 9,000 リットル ／ 清水槽 2,000 リットル

5. 機関

(1) 主機関:ヤンマーディーゼル 12LAK-ST 2 基(1,000ps / 736kW × 1850min-1)

(2) 補機関:ヤンマーディーゼル 6CHL-TN 2 基(100ps / 73.6kW × 1800min-1)

(3) 発電機:大洋電機 TWY25C 2 台(AC225V × 80KVA × 1800R/M)

(4) プロペラ:3 翼固定ピッチプロペラ 2 基

6. 航海計器

(1) 操舵装置(自動操舵有り):スタンド 1,600×1,020×450 1 台

(2) 磁気コンパス:T-130SLK 1 台

(3) 真風向風速計:AC100V 1D 型 1 台

(4) DGPS 航法装置:JLR-7700MLⅡ 1 台

(5) レーダー装置:JMA-3910-6 1 台

(6) GPS コンパス:JLR-10 1 台

7. 船内通信・警報・監視装置

(1) 電子ホーン:E3M-24 1 台

(2) 船内通話装置:TT-30 1 台(非常用 TR-315S)

(3) 機関部呼出装置:1 式

(4) 警報装置:1 式

(5) 命令伝達装置:1 式

(6) 衛星 EPIRB:JQE-3A 1 台

8. その他設備

(1) レーダートランスポンダー:JQX-30A 1 台

(2) 監視カメラ:1 式(機関室・船尾側)

第 4 船舶の基本情報・現状

1. 主機関運転時間:35,541 時間

2. 検査等の状況(1 年ごとに中間検査、5 年に 1 回定期検査)

・第 4 回定期検査:令和 4 年 4 月(直近の定期検査ドック)

・第 1 種中間検査:令和 7 年 4 月(直近の中間検査ドック)

・船舶検査証書の有効期限:令和 9 年 6 月 7 日まで

3. 船舶の状態

・主機関及び逆転減速機については定期点検時に、補機関については定期及び中間検査時にオーバーホールを実施しています。

・エンジンは適宜始動させており、運転に問題はありません。

・燃料の種類は、主機関・補助機関ともにＡ重油です。

・引渡し時の燃料タンクは現状のままとします。

第５ 引渡し場所

・鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 26-14「せとうち海の駅」前

第６ 留意事項

1. 資格等について：本船舶を操縦・航行するに当たって必要な資格等は、航行する区域や用途等によって異なります。運輸局等にご確認ください。
2. 現状有姿での引き渡し：売却財産は、経年変化、キズ、不具合箇所が存在することを十分理解した上で入札してください。詳細は現地説明会でご確認ください。
3. 費用負担：権利移転に伴う費用（移転登記、船舶の変更登録及び船舶国籍証書の書換等）はすべて落札者の負担となります。
4. 船舶利用時の条件：船舶等として使用する場合は、すべて買受人の責任で行うものとし、船名を変更し、瀬戸内町の徽章（マーク）等の取り外しを行ってください。